Lプラン Support のご案内

住宅安心保険

「LプランSupport」は、賃貸住宅にご入居の方におすすめの「家財」を対象とした火災保険です。
基本プランでは、家財の補償のほか、他の戸室や大家さんへの賠償金の補償などをセットしています。

日新火災

'18年1月改定

LプランSupportは、住宅安心保険の「賃貸住宅ご入居者用プラン」のペットネームです。

安心の家財補償プラン

基本プランの補償内容

以下の事故で被った損害に対して保険金をお支払いします。

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする事故は、補償の対象となりません。

火災などに関する危険

火　災

落　雷

破裂・爆発

自然災害に関する危険

風災・
雹(ひょう)災・
雪災

水　災

床上浸水等の条件を満たさない損害は対象となりません。→裏面参照

水災とは、台風、暴風雨などによる土砂崩れを含みます。

その他の危険

盗　難

支払限度額
宝石、美術品等の明記物件の場合、1個または1組ごとに100万円限度

明記物件とは→裏面⚠

通貨・預貯金証書の盗難

支払限度額
現金20万円、預貯金証書は200万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度

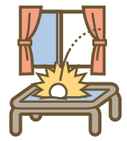

物体の飛来・
落下・
衝突・倒壊等

騒擾(じょう)・
集団行動・
労働争議に伴う
暴力・破壊行為

水ぬれ

自然劣化等による雨漏りの損害は対象となりません。

破損・汚損等

自己負担額 1万円

支払限度額
1個または1組ごとに30万円限度

事故に伴う費用

臨時費用
保険金

残存物取片づけ
費用保険金

失火見舞費用
保険金

修理付帯費用
保険金

特別費用保険金

損害防止費用

賃貸入居者の方に必要な補償をセットしました。

他の戸室や他人への賠償金を補償します。　示談交渉サービス付

個人賠償責任総合補償特約(保管物賠償責任補償対象外特約付)

日常生活において発生した偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物(他人からの借用物を除きます。)を損壊させたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します。

※主な事故例
・自室の洗濯機のホースが外れ、階下の部屋に漏水し、住人の衣服を汚してしまった。
・自転車運転中に他人と接触し、ケガを負わせた。
・子どもが他人の物を壊してしまった。

大家さんへの賠償金を補償します。　示談交渉サービス付

借家人賠償責任・修理費用総合補償特約

Ⓐ不測かつ突発的な事故により借用中の住宅に損害を与え、大家さんへの法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します(火災のほか、漏水事故なども補償の対象となります。)。

Ⓑ不測かつ突発的な事故により借用中の住宅に損害が生じ、賃貸借契約に基づいて修復したときの修理費用を補償します(Ⓑの補償につきましては、支払限度額300万円となります。)。

同居人(注)の方の家財も補償します！

同居人が居住する場合の被保険者に関する特約

被保険者が所有する家財だけでなく、同居人(注)が所有する保険証券記載の借用戸室に収容されている家財もあわせて補償します。たとえば、ルームシェアをしている場合など家財の所有者が複数名いるときでも、同居人(注)の家財を含めて補償されるため、家財の所有者ごとに保険に加入する必要がありません。なお、個人賠償責任総合補償特約、借家人賠償責任・修理費用総合補償特約についても、これらの被保険者に同居人(注)を含めます。

(注)保険証券記載の被保険者と同居する方をいい、保険証券記載の借用戸室の賃貸借契約における借主または同居人に該当する方にかぎります。

※保険金のお支払条件等につきましては、裏面に記載しております。

万一の自然災害に備えて「地震保険付プラン」をおすすめします！

おすすめします！ 地震保険付プラン ぜひご検討ください。

地震保険

地震に対する備えは「地震保険」で

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、流失などの損害は、地震保険をお申込みいただかないと補償の対象となりません。

地震が原因の火災

地震が原因の
損壊・埋没など

地震が原因の
津波・洪水などの水害

地震保険のご契約にあたって

地震保険の対象となるもの

居住用の建物に収容されている家財(自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類などは除きます。)

地震保険の保険金額

地震保険の保険金額は「LプランSupport」の保険金額の30%～50%の範囲内でお決めいただきます。ただし、他の地震保険契約と合算して家財1,000万円が限度となります。

地震保険のお申込み

地震保険だけではご契約いただけません。「LプランSupport」などの火災保険にセットして地震保険をお申込みください。火災保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、火災保険の保険期間の中途から地震保険をご契約いただけますので、希望される場合には取扱代理店または弊社までご連絡ください。

保険金をお支払いできない主な損害

- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- 地震等の際の保険の対象の紛失・盗難の損害

など

ご注意　地震保険の損害の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳細については、ご契約のしおりをご参照ください。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合、その地域に所在する保険の対象については、地震保険の新規契約または増額契約はご契約いただけませんのでご注意ください。

地震保険の割引制度について

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引適用の際は、所定の確認資料のご提出が必要です。なお、本割引は確認資料をご提出いただいた日以降について適用します。

※右記の割引は重複して適用することはできません。

割引名(割引率)	割引適用条件
建築年割引(10%)	昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。
耐震等級割引(等級に応じて10%・30%・50%)	住宅の品質確保の促進等に関する法律、または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に基づく耐震等級を有している建物であること。
免震建築物割引(50%)	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物であること。
耐震診断割引(10%)	地方公共団体等による耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること。

※地震保険の詳細については、「地震保険チラシ」をご参照ください。

万一の場合のサポート　住宅トラブルの応急サービス

すまいのサポート24　たいへん！トイレがつまっちゃった！

水まわりのトラブルや外出中にカギをなくして自宅に入れないなど、すまいと暮らしにかかわる急な「こまった」を24時間・365日サポートします。
フリーダイヤル0120-097-365にお電話いただくだけで、修理業者の手配、30分程度の「給排水管の応急処置」「解錠作業」を無料でご提供します。

＊本サービスをご利用になる際は必ず上記フリーダイヤルにご連絡ください。フリーダイヤル以外で手配されますと無料サービスの対象となりません。
＊その他注意事項があります。詳細については、上記フリーダイヤルまたは「すまいのサポート24」チラシでご確認ください。

給排水管の応急処置
30分程度の応急処置とは、パイプの締め付けやラバーカップによるつまり除去作業などをいい、原因箇所が戸室外(共有部分)、敷地外(自治体所有部分)などの場合は応急処置を行いません。また、凍結した給排水管の解凍作業は無料作業の対象となりません。

玄関・勝手口の解錠
鍵の形状によっては解錠できない場合があります。また、破錠(鍵を壊すこと)は一切行いません。

用語解説

時価額：損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、新価額から使用による消耗分を差し引いた金額　**敷地内**：特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。　**自己負担額**：ご契約いただいた保険・オプション(特約)で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、1回の事故につき、ご契約者にご負担いただく金額　**新価額**：損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額　**被保険者**：保険契約の補償を受けられる方　**保険期間**：保険のご契約期間　**保険金**：普通保険約款および特約により補償される事故が発生した場合に、弊社が保険契約に基づいてお支払いすべき金銭　**保険金額**：弊社がお支払いする保険金の限度額　**保険の対象**：保険事故によって損害が発生する可能性のある保険契約の対象物　**保険料**：保険契約に基づいて、保険契約者が弊社に払い込むべき金銭

「LプランSupport」の主な補償内容

・ご契約の内容により、下記以外に自動的にセットされる特約があります。詳細につきましては、ご契約のしおり、保険証券、インターネット約款等をご確認ください。
・被保険者またはそのご家族が、既に他の保険商品等をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては、補償内容を十分ご確認ください。

	保険金の種類・保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
基本的な補償［損害保険金］	❶火災　❷落雷　❸破裂・爆発　❹風災(注1)・雹(ひょう)災・雪災(注2) (注1)台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。 (注2)豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入、凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。 ❺水災 ・水災※により損害額が新価額の30%以上となった場合 ・水災※により保険の対象である家財を収容する建物について床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象が損害を受けた場合 ※台風、暴風雨などによる洪水・高潮・土砂崩れ・落石等 ❻建物外部からの物体の飛来、落下、衝突もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触 ❼騒擾(じょう)・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為 ❽給排水設備または他人の戸室で生じた事故による水ぬれ （給排水設備自体に生じた損害を除きます。） ❾盗難による盗取、損傷または汚損	❶～❾、⓫の事故の場合、新価額を基準に、損害の額をお支払いします（保険金額が限度）。 ただし、保険の対象が 明記物件の場合は時価額を基準とし、次の計算式により算出した額をお支払いします。 損害の額 × 保険金額＊／時価額 ＝ 損害保険金の額 ＊保険金額が時価額を超える場合は、時価額とします。 ただし、❾の事故の場合で、明記物件のうち貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものについては、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円が限度
	❿通貨・預貯金証書の盗難 （保険証券記載の借用戸室内における通貨・預貯金証書の盗難）	損害の額 （1回の事故につき、1敷地内ごとに現金20万円、預貯金証書は200万円または保険金額のいずれか低い額が限度）
	⓫破損・汚損等 （❶～❿以外の不測かつ突発的な事故）	損害の額（明記物件を除き新価額が基準） 実際の損害額から自己負担額1万円を差し引いた額 （1回の事故につき、1個または1組ごとに30万円が限度）
基本的な補償［費用保険金等］	臨時費用保険金 上記❶～❾、⓫の事故により損害保険金をお支払いする場合	損害保険金の10% （1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度）
	残存物取片づけ費用保険金 上記❶～❾、⓫の事故により損害保険金をお支払いする場合で、残存物取片づけ費用を要するとき	残存物取片づけに要する費用 （損害保険金に相当する額が限度）
	失火見舞費用保険金 保険の対象である家財または保険の対象である家財を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発により第三者の所有物に滅失、損傷または汚損の損害が生じた場合	被災世帯数×20万円 （1回の事故につき、保険金額の20%が限度）
	修理付帯費用保険金 上記❶～❾、⓫の事故により保険の対象である家財に損害が生じた場合で、原因調査費用、仮修理費用等を支出したとき	弊社の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用 （1回の事故につき、損害保険金に相当する額または100万円のいずれか高い額が限度）
	特別費用保険金 上記❶～❾、⓫の事故により損害保険金の支払額が保険金額の80%を超え、保険契約が終了する場合	損害保険金の10% （1回の事故につき、200万円が限度）
	損害防止費用 上記❶～❸の事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合（消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用、消火活動に使用したために損傷した物の修理費用または再取得費用等）	実際に支出した費用

保険金をお支払いできない主な場合・損害など

a.ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
b.保険の対象である家財が敷地外にある間に生じた盗難
c.戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動
d.地震、噴火またはこれらによる津波による損害
e.核燃料物質等に起因する事故
f.風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの物内部への吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損害
g.次のいずれかに該当する損害
(a)保険の対象の欠陥
(b)保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
(c)ねずみ食い、虫食い等
h.保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
i.保険料領収前に生じた事故（団体扱特約や初回保険料の払込みに関する特約など保険料の領収について特段の定めがある場合を除きます。）
j.差押え、収用、没収等国または公共団体の公権力の行使により生じた損害（⓫破損・汚損等の場合）
k.土地の沈下、移動または隆起による損害（⓫破損・汚損等の場合）
など

※上記a.からi.は「費用保険金」についても同様です。

【保険の対象とならない家財】
●自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。）およびその付属品
●通貨、印紙、切手、電子マネー、有価証券、預貯金証書その他これらに類する物　など

失火見舞費用保険金は第三者の所有物で、被保険者以外の方が占有する部分からの火災、破裂もしくは爆発による損害の場合、または、第三者の所有物に対する煙損害・臭気付着の損害に対しても保険金をお支払いできません。

賠償責任に関する特約	個人賠償責任総合補償特約	日本国内で発生した偶然な事故により被保険者(※1)がア.またはイ.の損害賠償責任を負った場合に損害賠償金、争訟費用などを補償します。 (※1)被保険者の範囲は以下のとおりです。 ①申込書に記載の本人　②本人の配偶者　③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ④本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子　⑤①～④のいずれにも該当しない同居人(※2)	
		ア.個人賠償責任 日常生活における偶然な事故または保険証券記載の方の居住の用に供される保険証券記載の住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故によって他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合	a.損害賠償金の額 (ア:1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額が限度。支払限度額はご契約時に3,000万円、5,000万円、1億円のいずれかを設定いただきます。型式表に記載のプランは1億円を設定しています。) (イ:1回の事故につき、10万円が限度。自己負担額5,000円) b.損害賠償責任の解決について、弊社の同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解等に要した費用 （a.の額とは別にお支払いします。）
		イ.保管物賠償責任 他人からの借用財物が損壊、紛失または盗取されたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合	
		Lプランサポートは、保管物賠償責任を補償対象外としています。(保管物賠償責任補償対象外特約をセットしています。) これにより、賠償事故の解決に関する特約についても保管物賠償責任に対する示談等の代行は補償の対象となりません。	
		賠償事故の解決に関する特約(概要)　個人賠償責任総合補償特約をお申込みいただくと自動的にセットされる特約です。上記、補償の対象となる損害賠償責任が発生した際に行う折衝、示談または調停もしくは訴訟、弁護士の選任等の手続について、弊社が協力または被保険者の同意を得て代行いたします（場合により、代行できないことがあります。）。	
	借家人賠償責任・修理費用総合補償特約	借家人賠償責任 日本国内に所在する保険証券記載の借用戸室（建物全体を借用している場合は建物全体をいいます。）が被保険者および同居人(※2)の責めに帰すべき事由に起因する不測かつ突発的な事故によって滅失、損傷、汚損した場合に被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負ったとき	a.損害賠償金の額 (1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額が限度) b.損害賠償責任の解決について、弊社の同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解等に要した費用 （a.の額とは別にお支払いします。）
		修理費用 不測かつ突発的な事故によって日本国内に所在する保険証券記載の借用戸室に生じた損害につき、被保険者がその貸主との契約に基づき、もしくは防犯等の観点から緊急的に、自己の費用で現実に修理を行ったとき（借家人賠償責任の保険金が支払われる場合を除きます。）	実際に要した修理費用 (1回の事故につき、300万円が限度)
		賠償事故の解決に関する特約(概要)　借家人賠償責任・修理費用総合補償特約をお申込みいただくと自動的にセットされる特約です。上記、補償の対象となる損害賠償責任が発生した際に行う折衝、示談または調停もしくは訴訟、弁護士の選任等の手続について、弊社が協力または被保険者の同意を得て代行いたします（場合により、代行できないことがあります。）。	

保険金をお支払いできない主な場合・損害など

＜ア.イ.共通＞
●ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意
●地震、噴火またはこれらによる津波による損害
●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任　など
＜ア.個人賠償責任＞
●自動車、原動機付自転車、航空機、船舶および銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任　など
＜イ.保管物賠償責任＞
●保管物の自然の消耗、劣化、変質、虫食い等による損害　など
[ご注意]以下の借用財物についての損害賠償責任は対象となりません。
通貨・預貯金証書・切手・有価証券、貴金属・宝石・書画・骨董（とう）、自動車・原動機付自転車・船舶、動物・植物等の生物、建物、所定の危険なスポーツを行っている間のその運動のための用具など
＜借家人賠償責任・修理費用共通＞
●地震、噴火またはこれらによる津波による損害
●借用戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または汚損であって、借用戸室の機能に直接関係のない損害　など
＜借家人賠償責任＞
●ご契約者、被保険者および同居人(※2)またはこれらの方の法定代理人の故意
●被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任　など
＜修理費用＞
●ご契約者、被保険者および同居人(※2)、借用戸室の貸主またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反　など

(※2)同居人とは保険証券記載の被保険者と同居する方をいい、保険証券記載の借用戸室の賃貸借契約における借主または同居人に該当する方にかぎります。

Lプランサポートのご契約にあたって

＊Lプランサポートは、火災や盗難による損害に備える基本補償に、賃貸入居者の方に必要な大家さんへの損害賠償責任、他の戸室の方への損害賠償責任に関する補償をセットしたパッケージ型火災保険です。

＊万一の事故の際の保険金のお支払いは、同等の価値のものを再購入するのに必要な金額（新価額）を基準に損害の額をお支払いします。

型式の選び方

下記❶～❹をもとに、申込書記載の型式表より、ご自身にあった型式をお選びください。
ご希望の型式がない場合は、フリープランでの設計も可能です。

1 家財の保険金額

ご家族構成、世帯主の年齢から以下の新価額の目安表を基に、家財の価額の目安を確認し、保険金額を決定します。

〔2017年6月現在〕

世帯別家財の新価額の目安表（再購入に要する価額）

世帯主年齢	大人2人	大人2人+子供1人	大人2人+子供2人	単　身
25歳前後・未満	510万円	590万円	670万円	300万円
30歳前後	690万円	770万円	850万円	
40歳前後	1,170万円	1,250万円	1,330万円	
50歳前後・以上	1,420万円	1,500万円	1,580万円	

※この表に該当しない家族構成の場合は、1名あたり大人130万円、子供80万円を加算します。

2 保険の対象となる家財を収容する建物の構造

下記<構造判定フローチャート>よりお住まいの構造をご確認ください。

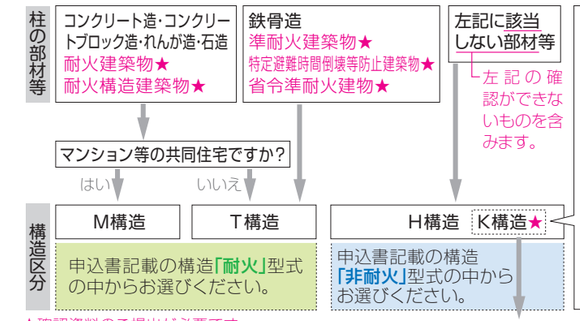

★確認資料のご提出が必要です。

型式がありません。フリーパターンで設計します。

H構造と判定された物件について
今回判定した構造が「H構造」となる建物のうち、外壁がコンクリート造の木造建物や土蔵造建物については、現在加入されている火災保険のご契約内容により「K構造」となる場合があります。取扱代理店または弊社にて確認させていただきますので、保険証券、保険契約証など、現在のご契約内容が確認できる資料をご提出ください。

3 保険期間（1年・2年）

4 地震保険のお申込みの有無

保険料のお支払方法

保険料のお支払いは便利なコンビニ払をおすすめします。

保険の対象となる家財

保険の対象となる家財は、インテリア、家具、家電、寝具など保険証券記載の借用戸室内に収容されているものはもちろん、その建物の敷地内の家財も保険の対象となります。また、被保険者と生計を共にする親族の家財および同居人(※)の家財も保険の対象となります。
（※）同居人とは保険証券記載の被保険者と同居する方をいい、保険証券記載の借用戸室の賃貸借契約における借主または同居人に該当する方にかぎります。

⚠ 明記物件　以下の家財につきましては、ご契約の際に申込書に明記いただかないと保険の対象となりません。ただし、①については申込書に明記もれがあっても、ご契約者・被保険者に故意または重大な過失がない場合は、保険の対象に含みます（損害の額は時価額を基準とし、また、1個または1組ごとに30万円を限度とします。）。

①貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
②稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
※明記物件は地震保険の保険の対象となりません。
※明記物件は時価額を基準に保険金額を設定します。
※明記物件をお申込みいただいた場合、フリーパターンで設計します。

ご契約後のご注意　引越し等により保険の対象である家財の所在地が変更となる場合は、所在地変更の手続をお取りいただくか、解約の手続が必要になりますので取扱代理店または弊社にご通知ください。また、解約される場合は保険の残存期間により保険料を返還させていただくことがあります。

※このチラシは「Lプランサポート」のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。また、ご契約時およびご契約後に、特にご注意いただきたい事項を、契約申込書、重要事項説明書またはご契約のしおり等に記載しておりますのでご確認ください。

日新火災海上保険株式会社
本店／〒101－8329　東京都千代田区神田駿河台2-3　TEL03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口　フリーダイヤル 0120-17-2424［9:00～17:00(土日祝除く)］
ホームページアドレス　http://www.nisshinfire.co.jp/

KX709-5(広)'17.09(新)20,000M